

第154回防衛調達審議会議事要旨

1 日時

平成30年12月19日（水）10時00分～12時00分

2 場所

防衛省庁舎A棟11階第1省議室

3 出席者

（委員）

渡邊会長 尾畑会長代理 砂田委員 藤川委員 星委員 山口委員

（防衛省）

防衛装備庁 藤井長官官房審議官 土本装備政策部長 調達管理部長代理調達企画課長 森調達事業部長 池田監察監査・評価官（事務局）

統幕首席後方補給官代理後方補給官（補給） 陸幕装備計画部長代理装備計画課補給管理班長 海幕装備計画部長代理装備需品課長 阿部空幕装備計画部長

4 議題

- （1）随意契約に係るサンプリング調査審議（平成29年度海上自衛隊艦船補給処）
- （2）1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（平成29年度海上自衛隊）
- （3）次回の日程等

5 議事概要

- （1）随意契約に係るサンプリング調査審議（平成29年度海上自衛隊艦船補給処）

平成29年度に海上自衛隊艦船補給処が締結した契約の中から、サンプリング調査審議の対象として委員が抽出した「RM1C型ガスタービン（ガスゼネレータ及び出力回転数制御装置）機関部品 外 BLADE, COMPRESSOR ROTOR, TURBINE ENGINE 外」の製造請負契約について審議を行った。

（契約の概要）

本件は、護衛艦に搭載するRM1C型ガスタービン機関外本体及び同補機の維持に必要な部品を製造させるものである。

【事前調査における論点等】

- ① 「はつゆき」型護衛艦及び「はたかぜ」型護衛艦に搭載される本件ガスタービンの過去5年間におけるオーバーホール及び定期検査のそれぞれの実施艦数、実施頻度、実施期間などの全体像を示されたい。その上で「自製部品」、「注文部品」、「在庫部品」がどのような考えに基づき区分され、どのように投入されたのかについて、ガスタービン1台あたりの部品ごと（自製・注文・在庫）の品目数、数量、価格を明らかにした上で示されたい（増減要因を含む）。また、オーバーホール時に不足し、別途調達した部品の品目数、数量、価格を示した上で、オーバーホール作業と不足部品のコントロールを契約相手方がどのように行っているのか説明されたい。
- ② 資料1－3別紙第1の会社見積の考え方において、「注文部品」と「在庫部品」の金額算定根拠が異なっているが、同一部品が「注文部品」及び「在庫部品」に含まれていないか。もし、含まれている場合、同一部品の金額算定根拠が異なることは問題ないのか。また、「注文部品」は注文価格に基づき、「在庫部品」は簿価に基づき計算しているとのことであり、経年による簿価の下落を考えれば、契約相手方にとっては「在庫部品」ではなく、「注文部品」として計上するインセンティブが働くと考えられるが、いかがか。
- ③ 自製部品について、本件契約以外に発生した工数を含む各部門合計の実績工数に対する部門別発生工数の割合（明石工作61%、特殊工程35%、組立運転0.6%、西神工作3.4%）に基づき、本件部品の製造に要した工数を部門別に計算しているとのことであるが、本件の実績工数の把握方法の正確性及び工数の計算方法の適切性について説明されたい。また、各部門の加工費率算定方法と本件工数の計算方法が整合しているかについて説明されたい。

【本審議】

事前調査の論点①から③について
（防衛省側から説明）

事前調査の論点①について

委：自製部品、注文部品、在庫部品に関して、当該区分ごとに部品個々のレベルまで正確に把握することは難しいのか。

防：当該区分については、原価計算の際に用いるものであり、自社で製造するものを自製部品、他社から購入するものを注文部品、払い出されず保有している部品を在

庫部品としており、その時点ごとの状況により区分している。

なお、会社は基本的に在庫を多く持たないようにしているため、自製部品や注文部品が多いが、ロット生産したものなどを在庫として持たざるを得ない場合もある。

委：会社が在庫を多く持たない結果、部品が不足し、オーバーホール期間が延びてしまうことはないのか。

防：その点をカバーするためにあらかじめ官給品を準備しており、特に調達リードタイムが長いものについては社給品とせず、官給品としている。

なお、検査の結果、想定外の部品が必要になり、オーバーホール期間を延ばすために変更契約を締結することもあるが、頻繁にあるわけではない。

事前調査の論点②について

委：同じ部品であっても、在庫部品として計上されている価格より注文部品として計上されている価格の方が高いケースが見られるが、在庫部品を持たざるを得ない会社の状況をどのように考えるか。

防：様々な兼ね合いから在庫部品を持たざるを得ない状況にあると思われ、会社の都合上、仕方がない結果であると考える。

事前調査の論点③について

委：個々の部品の総工数は管理しているが、総工数の内訳である製造部門ごとの工数は管理していないため、各部門合計の実績工数に対する部門別発生工数の割合を総工数に乗じて計算しているとのことであるが、製造部門ごとの詳細な工数は管理することが非効率という考えか。

防：契約相手方のシステムについて、製造した部品の数量のみを集計するシステムと工数のみを集計するシステムに分かれており、システム上、数量と工数を関連付けて管理すること自体に大きな作業負担が生じる状況にある。仮に、手作業で集計した場合、大変煩雑な作業となるため、省力化の観点から、現状の方法を採用している。

(2) 1 者応札・1 者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（平成29年度海上自衛隊）

【1 者応札案件及び仕様書等に係るサンプリング調査審議案件4件】

- ① 艦船補給処管理部会計課の経理業務に係る委託
- ② 艦船補給処武器整備課調達関係業務に係る委託
- ③ 艦船補給処管理部契約課の契約業務に係る委託
- ④ らっぱ, 2 形

【1 者応募案件に係るサンプリング調査審議案件 1 件】

⑤ FMS 武器装置国内技術支援

【仕様書等に係るサンプリング調査審議（複数者応札） 案件 2 件】

⑥ 指静脈認証装置

⑦ 自動車損害賠償保険保険料

【事前調査における論点】

① 艦船補給処管理部会計課の経理業務に係る委託

② 艦船補給処武器整備課調達関係業務に係る委託

③ 艦船補給処管理部契約課の契約業務に係る委託

- ・ 本件のような一般的な事務業務を委託するにあたっての考え方を示した上で、本件及び過去の同種の契約実績（委託年度、委託するに至った経緯、委託内容、1 日あたりの標準作業時間・年間作業日数・作業人数、委託先の会社概要、落札率（予定価格に対する落札価格）、応札会社など）を示されたい。また、過去の同種の契約において、同じ会社が複数年度に渡って契約している場合の作業者の入れ替わりの状況（同一人物が複数年度に渡って作業を行っているのか、1～2 年程度で変わっているのかなど）を説明されたい。
- ・ 本件委託業務について、仕様書で標準としている作業日数、作業時間を満たすほどの業務量は存在するのか。また、コスト削減のための新たな取組みとして、非常勤の作業者の採用を検討しているとのことであるが、当該検討内容及びコスト削減見込み額を示されたい。
- ・ 本件の契約相手方がそれぞれ他の委託契約に参入することができないのか。できない場合、それぞれの業務の専門性が高いことが理由か。

④ らっぱ, 2 形

- ・ 仕様書作成当時の契約相手方を示されたい。
- ・ 一つあたりの製作期間を示されたい。
- ・ トランペット製作会社が参入することはできないのか。できないのであれば、その理由を説明されたい。
- ・ 米軍で使用されるらっぱについても本件同様手作りなのか。

⑤ FMS武器装置国内技術支援

- ・ 契約相手方の経営体制、株主構成、後継問題などを把握し、防衛省の技術情報が外部に漏れないような体制となっているかについてモニタリングをしているか。契約相手方の現在の財務状況について説明されたい。
また、株主構成について、取締役など経営に直接関与する者のみであるか。あるいは、それ以外の者にも相続等の事由により株式は分散していないか（株式の分散を防ぐ考えはあるか。あるとして、そのための具体的な方策を取っているか）。取締役の属性（例えば、親族、元社員など）についても併せて説明されたい。

⑥ 指静脈認証装置

- ・ 本件装置の部隊における設置合計数と本件調達との関係を、使用される端末の windows のバージョンアップ状況及び今後の入替え計画を明らかにした上で説明されたい。

⑦ 自動車損害賠償保険保険料

- ・ 防衛省における調達実績（契約年度、契約相手方、契約金額、契約保険数、応札会社数）を示されたい。
- ・ 保険料は自動車損害賠償保障法により定額となっているため、入札価格は各社同額となり、くじ引きにより落札者を決めているとのことであり、事務の簡素化のために省全体の契約をまとめることが望ましいと考えるが、いかがか。また、くじ引きの手法の適切性をどのように考えるか。

【本審議】

① 艦船補給処管理部会計課の経理業務に係る委託

② 艦船補給処武器整備課調達関係業務に係る委託

③ 艦船補給処管理部契約課の契約業務に係る委託

防： 予算上の問題はあるが、本件3契約のうち2契約については、今後、非常勤の作業者を採用する方向で検討を進めている。

④ らっぱ, 2形

委： 契約相手方の1者応札が続いている中、契約相手方から値上げの要望があった場合、どのように対応するのか。

防： 見積等を精査し適正に判断する。

⑤ FMS 武器装置国内技術支援

委： 本件契約相手方の情報管理体制等について、監査をしているから問題ないと簡単に結論付けるのではなく、どのような項目で何を監査すべきかといった点をきちんと整理をして、それがクリアされているかどうかを継続的に見ていくことが重要である。

委： 社内規定で相続その他一般承継により当該契約相手方の株式を取得した者に対し、当該株式を売り渡すことを請求できるとされているとのことだが、株式の分散に関して、契約相手方はどのように考えているのか。

防： 広く分散しないよう、分散防止の考えを持っている。

委： 官として、基本に忠実に継続的にチェックを続けてもらいたい。

⑥ 指静脈認証装置

特になし。

⑦ 自動車損害賠償責任保険保険料

委： 各自衛隊における調達実績がかなりの件数となっていることを踏まえれば、それぞれの入札を分けて行うことにより、その都度、関連する手続きが発生し、官側のほか、会社側における負担も大きくなる。その負担を減らすために各自衛隊における契約をまとめることが望ましいと考えるが、まとめることにより各自衛隊における運用上、不都合が生じるということであれば、各自衛隊内でまとめても良いのではないか。

委： くじ引きの手法は契約担当官に任せられているとのことであるが、契約担当官によりその手法が異なる場合、それぞれの入札に参加する会社はその手法の違いに違和感を覚えることも考えられる。いずれにせよ、適切な手法を用いていくことが重要である。

(3) 次回の日程等

次回は1月16日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。